

広報ひがしまつやま「伝言板」掲載基準

広報ひがしまつやま「伝言板」は、市民が行うグループ活動を生涯学習の観点から支援するために、広報紙に掲載しています。市民の広報紙として、公共性を保ち、主催者と参加者の間のトラブルを避けるために、掲載基準を設けていますので、事前にご確認ください。

また、掲載したイベント等は、公共性・公益性を尊重して実施してください。

掲載できない内容

- (1) 営利（間接的なものを含む）を目的としたもの
 - ・会費や入場料等がその他の活動団体と比べて高額と判断されるもの
 - ・将来、営利につながる可能性のある教室や講座など
 - ・申込者が、謝礼や参加費を受け取る立場の人（代理を含む）であるもの
- (2) 宗教的活動を目的としたもの、及び関連のあるもの（連想させるものを含む）
- (3) 政治的活動を目的としたもの、及び関連のあるもの（連想させるものを含む）
- (4) 個人宣伝・個人活動を目的としたもの
- (5) 活動においてトラブルを生じたもの
- (6) 活動内容が掲載記事と異なるもの
- (7) 掲載意図及び内容が不明確なもの
- (8) 対象を会員等に限定して開催する催し
- (9) 広報紙編集会議において掲載が不適当と判断したもの

掲載基準

- 実施主体が市民3人以上で構成されるグループであること（学習目的等で講師を招き活動している場合、参加人数が増減しても、講師に対する謝礼額が一定でなければなりません）

（例外）松山市民活動センター、市立図書館、市民文化センターの展示スペースで行う場合に限り、個人の活動も掲載します。

- グループに6か月以上の安定した活動実績があること（会費や活動等が不安定な状態での掲載は参加希望者に混乱を及ぼす可能性があるため）

- グループの活動拠点や法人等の所在地が市内にあること

（例外）拠点や所在地が市外であっても、障害者福祉等を直接の目的とした事業及び比企郡内の高校・大学の催しは掲載します。

- 活動場所（イベントの場合は実施場所）が市内の公的な場所であること

（例外）市内では活動環境（自然条件等）が整わない場合や、施設が市内にない場合に限り、比企郡内（東秩父村を含む）の公的な施設が会場であれば掲載します。比企郡内でも環境等が整わない場合は相談に応じます。

（例外）広く市民に還元される目的で行うフリーマーケットやバザーなどに限り、公的な場所以外の会場であっても掲載します。ただし、活動実施後に収支報告書の提出等を求める場合があります。

- 市民を対象とした活動・誰でも参加できる催しであること

（例外）複数の団体が参加する催し（高校・大学の文化祭等）は、催しの実行委員会の依頼のみ掲載します。

(例外) 美術品・文化財などを展示する民間施設の催しは「特別展示」のみ掲載します。

掲載依頼の手続き

●必要書類 伝言板掲載依頼書（広報広聴課窓口、ホームページにあります）

掲載依頼が初めてのグループ又は前回掲載から5年以上経過したグループは、掲載基準の該当確認のために、「会則（設立趣意書）」「会計報告（予算書）」「会員名簿」を添付してください。

ただし、各市民活動センターの定期利用団体、市民福祉センターへの登録及び市スポーツ協会に加盟している団体を除きます。

※定期利用団体とは…「定期利用団体調査書」を提出し、各市民活動センターが許可した団体。

※会費、参加費などを徴収する活動は、会計状況の確認のために会計報告の提出を求めることがあります。

●依頼方法 広報広聴課窓口に持ち込み

※掲載が2回目以降のグループは、FAX・メール・郵送でも依頼可能（電話依頼は不可）。

●受付期間

掲載号	受付期間	掲載号	受付期間	掲載号	受付期間
4月号	1月1日～3月1日	8月号	5月1日～7月1日	12月号	9月1日～11月1日
5月号	2月1日～4月1日	9月号	6月1日～8月1日	1月号	10月1日～12月1日
6月号	3月1日～5月1日	10月号	7月1日～9月1日	2月号	11月1日～1月4日
7月号	4月1日～6月1日	11月号	8月1日～10月1日	3月号	12月1日～2月1日

※受付開始日や締切日が閉庁日の場合は、その翌開庁日が開始日や締切日になります。

●依頼時の注意点

- ・同一グループの掲載回数には上限があります。
（イベント）1年度に4回まで、3か月以上間隔をおく（スキー等の季節が限定される催しを除く）
（会員募集）1年度に1回まで（3月・4月の連続掲載は不可）
- ・掲載依頼書裏面に記入する連絡先は、グループ会員の自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレス又はグループ共有のメールアドレスのいずれかとしてください。
- ・掲載依頼書提出後に内容の変更が生じたときは、すぐに広報広聴課に連絡してください。
- ・掲載内容の表現方法は、広報広聴課で変更する場合があります。また、掲載の有無は原則としてご連絡しません。紙面の都合により掲載を翌月以降にすることがあり、この場合は申込み順を優先して決定します。
- ・掲載を希望する情報は、その内容を他の広報媒体等（インターネットを含む）に転載及び情報提供する場合があります。このことについては、依頼書の提出により承諾したものとし、特に連絡を取りませんのでご承知おきください。

問合せ 広報広聴課 〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58
電話 0493-21-1410 FAX 0493-22-5516
メール HMY003@city.higashimatsuyama.lg.jp